



2023年1月30日

各位

会社名 東洋テック株式会社  
代表者名 代表取締役社長 池田 博之  
(コード番号9686 東証スタンダード)  
問合せ先 執行役員管理本部長 入浦 直仁  
(TEL 06-6563-2111)

### 従業員向け株式給付信託の導入に伴う 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2023年2月15日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 120,000株
(3) 処 分 価 額	1株につき 948円
(4) 処 分 総 額	113,760,000円
(5) 処 分 先	株式会社日本カストディ銀行(信託口)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書を提出しております。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社及び当社子会社(以下「当社等」といいます。)の従業員に対するインセンティブ・プランの一環として、当社の中長期的な業績の向上及び企業価値の増大への貢献意欲や士気を高めることを目的として、「従業員向け株式給付信託」(以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に関して設定される信託を「本信託」といいます。)の導入を決議いたしました。本制度の概要につきましては、本日付「従業員向け株式給付信託の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、本自己株式の処分は、本制度の導入のため、本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行(信託口)に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、本制度導入に際し当社が制定する「株式給付規程」に基づき、信託期間中に当社等の従業員に給付すると見込まれる株式の総数に相当するものであり、2022年12月31日現在の発行済株式総数11,440,000株に対し、1.05%(2022年12月31日現在の総議決権個数102,418個に対する割合1.17%。いずれも少数点以下第3位を四捨五入。)となります。当社としましては、本制度は中長期的に当社等の企業価値の増大に繋がるものと考えており、本自己株式の処分による処分数量及び希薄化の規模は

合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

<参考>

本制度の概要

- (1) 名称 : 従業員向け株式給付信託
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : 株式会社りそな銀行  
(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受益者 : 当社等の従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社の従業員から選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
- (7) 本信託契約の締結日 : 2023年2月15日(予定)
- (8) 金銭を信託する日 : 2023年2月15日(予定)
- (9) 信託の期間 : 2023年2月15日(予定)から本信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。)
- (10) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (11) 株式の取得資金として信託する金額 : 113,760,000円
- (12) 取得株式数 : 120,000株
- (13) 株式の取得方法 : 当社の自己株式を引き受ける方法により取得
- (14) 株式の取得日 : 2023年2月15日(予定)

3. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

1株当たりの処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議を行った日(以下、「本取締役会決議日」といいます。)の直前営業日までの1ヶ月間(2022年12月28日から2023年1月27日)の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)における当社株式の終値平均である948円(円未満切捨)といたしました。

本取締役会決議日の前営業日までの1ヶ月間の終値平均を基準としたのは、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除できること、また、当社の株価は、日経平均株価と比較して変動幅が大きく、株価の短期的変動が比較的起きやすいものと認識しており、1ヶ月平均を採用する方が株価水準がより平準化され、算定根拠として客観性が高く合理的であると取締役会で判断いたしました。

なお、当該価額は、取締役会決議日の直前営業日の終値である965円に対しての乖離率-1.76%であり、本取締役会決議日から遡る直近3ヶ月間(2022年10月28日から2023年1月27日)の終値平均944円(円未満切捨)からの乖離率0.42%、同直近6ヶ月間(2022年7月28日から2023年1月27日)の終値平均である945円(円未満切捨)からの乖離率0.32%となっております(乖離率はいずれも小数第三位を四捨五入して表記しております)。

また、上記処分価額につきまして、取締役会に出席した監査役4名(うち3名は社外監査役)全員が、本自己株式の処分が本制度の導入を目的としていること及び上記処分価額が取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均であることに鑑み、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

#### 4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上